

- ・舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
 について

	舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業 (家庭的保育事業等4事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業 (家庭的保育事業等4事業) ・認可保育所、認定こども園
内容	施設、設備、職員数、その他運営を行う施設・事業者として認可する基準	利用定員、利用負担の軽減、利用手続、その他運営に関して市が給付を行う施設、事業者として確認をする基準
根拠法	児童福祉法	子ども・子育て支援法

